

DISCLOSURE

ディスクロージャー

2024

新潟県信用保証協会レポート



ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

01 新潟県信用保証協会について……02

プロフィール・沿革・基本理念
経営ビジョン
3つの「ともに」の姿勢

02 事業計画・経営計画……04

第7次 中期事業計画【概要】 2024(令和6)年度～2026(令和8)年度
2024(令和6)年度経営計画【概要】

03 主な取組み……06

経営支援にかかる取組み
創業支援にかかる取組み
ブランディング
広報活動
社会貢献活動

04 2023(令和5)年度 業務実績……12

信用保証の実績

05 2023(令和5)年度 決算報告……17

貸借対照表
収支計算書
財産目録

06 信用保証制度等のご案内……20

信用補完制度
信用保証業務の概要
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度

07 コンプライアンス態勢について……27

コンプライアンス態勢について
個人情報の保護について
反社会的勢力の排除について

08 組織体制……30

役員名簿
組織構成図
担当地域と事務所のご案内

ごあいさつ

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「新潟県信用保証協会レポート2024」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の経営ビジョンや経営計画、業務実績等について理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、日本経済は感染症の影響から脱しつつある一方、円安や海外紛争などを要因とした物価高騰が続いており、人手不足も深刻化しています。こうした状況に加え、企業には、グリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーションへの取組といった新たな社会的要請に応えていくことが求められています。

当協会としては、このように厳しい経済状況や経営環境の中、経営改革や事業の再構築、創業などに取り組む県内中小企業の皆さまに対して、ライフステージに応じた資金繰り支援はもとより、伴走型の経営支援を行ってまいります。

特に、感染症の影響を大きく受けたことにより、収益力の改善が遅れ、過剰な債務を抱えた中小企業の皆さまに対しては、金融機関や外部支援機関などとの連携をこれまで以上に密にしながら、個別の実情とニーズに応じて、きめ細やかな資金繰り支援及び経営支援に努めてまいります。

中小企業の皆さまの経営を下支えすることを通じて、地域経済社会の持続的発展にこれからも貢献し続けられるよう、当協会のブランド方針「ともに、その先へ。」の精神に基づいた業務を役職員一丸となって実践してまいります。

今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



新潟県信用保証協会

会長

稲荷 善之



プロフィール 2024(令和6)年3月31日現在

名 称	新潟県信用保証協会
本 店	新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)
設 立	昭和24年4月13日
基 本 財 産	423億円
保 証 債 務 残 高	52,461件、5,378億円
保 証 利 用 企 業 者 数	25,752企業
事 業 所	本店、長岡支店、県央支店、上越支店、佐渡支店
役 員 数	理事14名(うち常勤4名)、監事3名(うち常勤1名)、顧問1名
職 員 数	111名
根 拠 法 律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
関 係 法 律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

沿革

昭和24年4月	社団法人新潟県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年5月	業務開始
昭和30年7月	特殊法人として大蔵・通産大臣組織変更認可
昭和35年10月	佐渡支店開設
昭和42年4月	上越支店開設
昭和43年5月	長岡支店開設
平成3年7月	県央支店開設
平成12年4月	本店分室完成
令和2年5月	本店及び分室・長岡支店移転

基本理念

新潟県信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人となって資金調達をサポートするとともに、経営課題の解決を支援するために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

わたしたちは公的機関として、事業の創造・維持・発展に努める
中小企業者に対し、信用保証と経営支援を提供することにより、
金融の円滑化と新たな企業価値の創出に寄与し、
もって地域経済社会の持続的発展に貢献します。

経営ビジョン

当協会は、経営の基本方針を中小企業の皆さまをはじめ地域社会に示すこと、また協会の使命を自らが再認識することを目的として、次のとおり「経営ビジョン」を策定しています。

わたしたちは、新潟県経済活性化への使命を胸に
中小企業のみなさまと ともに考え ともに挑戦し
ともに明るい未来を創造していきます。

(平成21年3月11日制定)
(令和 4年3月17日改正)

3つの「ともに」の姿勢

「経営ビジョン」を達成するため、次の3つの姿勢を大切にしています。

1. とともに考え

中小企業の悩みを自分ごととして捉え、
対話を重ねながら、解決策を考えていく

2. とともに挑戦し

今までの常識や固定観念に囚われず、中小企業の可能性
を信じ、課題解決に向けたサポートを意欲的に行っていく

3. とともに明るい未来を 創造していきます

地域経済の担い手としての誇りを持ち、決してあきらめること
なく、中小企業と二人三脚で新たな価値を創造していく

第7次 中期事業計画【概要】 2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

当協会は、業務運営方針等の具体的な計画として、2024(令和6)年度を初年度とする3か年の「第7次 中期事業計画」を策定しております。計画の概要は次のとおりです。

①業務運営方針

当協会は、金融支援と経営支援の効果的な組合せによる一体的支援を推進するため、感染症や物価高騰の影響により過剰な債務を抱える中小企業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、当協会が主体的な役割を担い、金融機関・関係機関等との一層の連携強化を図りながら、伴走型の経営支援・事業再生支援に取り組む必要がある。また、代位弁済の増加基調が続いている中、管理回収業務の効率化を徹底する一方で、求償権顧客の事業再生・再チャレンジや生活再建につながる取組を展開することが重要である。さらに、感染症の経験等を背景に大きく変化した社会構造に適応するため、ガバナンスの強化はもとより、令和5年1月に制定した新たなブランド方針「ともに、その先へ。」の姿勢に基づいた業務を実践していくため、人材の育成に一層取り組むことと併せて、これまで取り組んできた業務改革を深化させ、持続可能な業務運営態勢を確立する必要がある。

このため、以下の事項を主要項目として、各業務部門における重点課題の解決に向けて取り組むこととする。

(1)金融支援と経営支援の効果的な組合せによる一体的支援の推進

感染症や物価高騰の影響により過剰な債務を抱える中小企業者に対して、当協会が主体的な役割を担い、正確な実情把握に基づく資金繰り支援及び伴走型の経営支援を切れ目なく行うとともに、顧客の利便性の向上に取り組む。

(2)効率化の徹底と求償権顧客の事業再生等につながる管理回収業務の展開

代位弁済後の初動対応等のルールの遵守や管理回収事務の本部集約化等によって管理回収業務の効率化を徹底するとともに、求償権顧客の事業再生・再チャレンジや生活再建につながる取組を展開する。

(3)持続可能な業務運営態勢の確立に向けた対応

感染症の経験等を背景に社会構造が大きく変化している中、引き続き地域経済社会の発展に貢献する組織であり続けるため、ブランド方針を実践できる人材の育成や組織活性化、業務の効率化等を推し進めることにより、持続可能な業務運営態勢の確立を図る。

②事業計画

	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
保証承諾	1,300億円	1,100億円	1,200億円
保証債務残高	4,880億円	4,490億円	4,040億円
代位弁済	90億円	77億円	65億円
実際回収	17億円	16億円	15億円

2024(令和6)年度経営計画【概要】

当協会は「第7次 中期事業計画」に基づき、「2024(令和6)年度経営計画」を策定し、各部門における以下の課題について重点的に取り組みます。

【保証部門】

- (1) 中小企業者の多様な資金ニーズに応じた資金繰り支援の推進
- (2) 顧客の利便性の向上
- (3) 企業診断能力、保証審査能力の向上

【期中管理・経営支援部門】

- (1) 顧客の経営課題に即応した協会主体型による経営支援・事業再生支援の取組強化
- (2) 経営支援の実効性の向上に向けた対応
- (3) 経営支援能力、事業再生支援能力の向上

【回収部門】

- (1) 管理回収業務の効率化
- (2) 適切な現況把握に基づく求償権顧客へのきめ細やかな対応
- (3) 管理回収業務に係る知識・能力の向上

【その他間接部門】

- (1) ガバナンスの強化
- (2) ブランド定着化への取組
- (3) 職場内コミュニケーションの活性化
- (4) 業務効率化への取組

事業計画

	計画金額	前年度計画比
保証承諾	1,300億円	81.3%
保証債務残高	4,880億円	89.5%
代位弁済	90億円	132.4%
実際回収	17億円	117.2%

経営支援にかかる取組み

▶にいがた中小企業支援ネットワーク「2023年度 支援ネットワーク会議」の開催

令和5年9月11日、当協会及び(公財)にいがた産業創造機構[新潟県中小企業活性化協議会]が事務局を受け持つ「にいがた中小企業支援ネットワーク」が「2023年度 支援ネットワーク会議」を開催しました。

この会議は、中小企業支援に携わる担当者を対象に、地域全体で経営改善や再生スキルの向上を図ることを目的とし、オンライン会議形式で開催しました。



▶商談前から差がつくビジネスセミナー

令和5年6月6日、新潟県内の中小企業の販路拡大を後押しすることを目的に、当協会大会議室(リアル会場)と新潟県内9つの信用金庫(リモート会場)にて「商談前から差がつくビジネスセミナー」を開催しました。



ご講演「新商品開発・新規事業開発のポイント」
新潟県立大学 地域連携推進センター 特任教授 梅野 匡俊氏



ご講演「地場産業の商品開発と販売戦略」
㈱玉川堂 番頭 山田 立氏



「[食][飲][器]それぞれの視点からの『新潟』における
事業戦略について」
割烹渡辺 店主 渡辺 大生氏



▶NGK 経営支援勉強会

地域金融の担い手である協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が有する知識、ノウハウを共有し、より円滑な事業者支援につなげていくことを目的に、当協会本店会議室等において「NGK 経営支援勉強会」を開催しました。令和5年度には10月と2月に開催し、以下の内容について活発な意見交換や講演が行われました。

開催日	内容
令和5年10月11日 令和5年10月12日 令和5年10月13日	アフターコロナに向けた本業支援事例の共有
令和6年2月15日	抜本再生支援(入口)総論の説明



財務省 関東財務局
新潟財務事務所 理財課
関本 岳夫氏



「NGK会」とは

- ・新(N)潟(G)のために、
 - ・次世代(NextGeneration)のために、
 - ・今までの業界常識ではNo Goodとされてきた(そこまでやるのかとされてきた)経営支援について、
 - ・Never Give upの精神で考える、
 - ・協(K)同組織金融機関と協(K)会による勉強会
- ※NGK会をスタート台とし、皆で新潟を盛り上げていきたいという思いからつけました。

▶経営支援サービス forte. (フォルテ)

当協会では“お客様と「ともに」取り組む”をコンセプトに、経営支援サービス forte. を提供しています。

事業の強みにフォーカスし、強みを「探す」「磨く」「広める」といった、お客さまの状況に応じたサポートが可能なサービスとなっています。

創業・小規模事業者のみさまへ

あなたの**事業を強くする**
お手伝いをさせていただきます。

自社の強みを明確にしたい
強みがわかって社員と共有できた！

お店の認知度を高めたい
SNSの発信で来店者が増えた！

新しい設備を入れたい
補助金申請を専任してもらえた！

強みを磨く
強みを広める

強みを**探す** 強みを**磨く** 強みを**広める**

forte. が**無料**でお手伝いします！
※強みを生かすための「強み」を「探す」「磨く」「広める」の3つのステップでサポートします。

forte.なら、事業の強みを深め段階から販促まで、状況に応じたサポートが可能！

新潟県信用保証協会

創業支援にかかる取組み

▶創業交流カフェ

令和5年12月13日、創業者同士の情報交換やネットワーク構築の促進などを支援するため、「創業交流カフェ in SEIRANKAN」を開催しました。

講師として、新潟市内の複合施設「SEIRANKAN」内にお店を展開する田中 結氏、青柳 万凜氏、白井 渉氏をお招きし、創業のきっかけやSEIRANKAN立ち上げのエピソード、今後の事業展開などについてお話しいただきました。



▶創業スクール 金融相談会

令和6年1月27日、三条市が主催する「創業スクール 金融相談会」において、当協会職員が講師を務めました。

相談会では、保証制度や「創業あんしんサポート事業」などについて説明した後、創業を目指す受講者に向け、個別相談会を実施しました。



ブランディング

▶新CMの制作

当協会では、子供たちがグリコの階段遊びをしているテレビCMを9年もの間放送し、新潟県内で長くご愛顧いただけてきましたが、このたびCMをリニューアルし、令和5年12月から放送を開始しています。

新CMでは、軽快なジャズサウンドに乗せて、当協会職員が中小企業者に寄り添い、ともに歩む様子がアニメーションで表現されています。新たなCMを通じて、中小企業者や新潟県民の皆さまから、より一層親近感を持っていただき、地域社会から愛される組織となれるよう今後も努めてまいります。



(新CMはこちらから
ご覧いただけます)

▶チラシ等の再作製

広報イメージの統一化を図るため、ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン (VIG) を制定したことに伴い、随時広報物の再作製を実施しています。

デザインを一新し、手に取っていただけるように親しみやすさを持たせ、細部まで工夫を凝らしています。



広報活動

▶ラジオ

当協会職員がラジオに出演し、経営支援サービス「forte.」についてご案内しました。



▶テレビ

当協会のことを新潟県民の皆さまに広く知っていただくため、職員がテレビ出演し、事業内容についてご案内しました。



▶パブリシティ広報

広く一般の方々への周知するため、新聞社等マスコミに情報提供を行っています。



掲載日:2023年08月05日

©新潟日報社

▶月報

広報誌「保証にいがた」を毎月発刊し、最新の保証状況や当協会の活動を紹介しています。



▶ノベルティグッズ

当協会では、経営のご支援をさせていただいているお客様とコラボレーションしたノベルティグッズを毎年作製しています。令和5年度は、(株)山治園様とコラボレーションし、8種類のティーバッグを作製しました。



社会貢献活動

▶大学、専門学校での授業

令和5年度も、県内の複数の大学や専門学校において、当協会職員が講師として授業を行いました。

授業では、新規事業計画を策定する上でのポイントや当協会による創業者支援の実例など、主に「起業」や「創業」をテーマとした説明を行いました。



▶新潟のおしごと本への掲載

(株)NST新潟総合テレビが企画する「新潟の仕事で未来をつくる 新潟のおしごと本2023」と題した中学生向け副教材の発刊プロジェクトに参加しました。

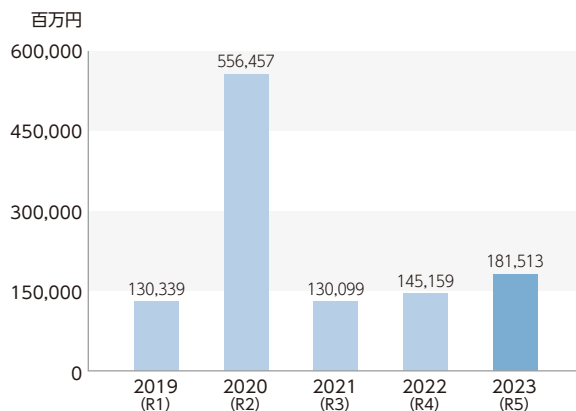
この企画は、「ふるさとの未来の担い手」である子ども達、特にキャリアデザインの第一歩となる中学1年生に向けて県内の様々な業種を紹介するものです。早い段階で学校や家庭などで職業選択について考えてもらうこと、県内で就職してもらうことなどを目的に、新潟市内の中学校1年生約6,500名に向けて無償で配布されました。



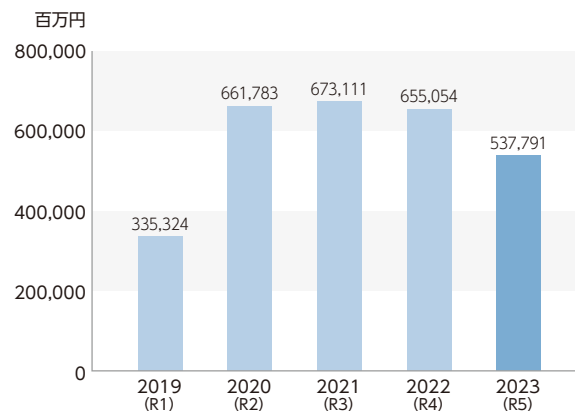
信用保証の実績

最近5年間の保証状況

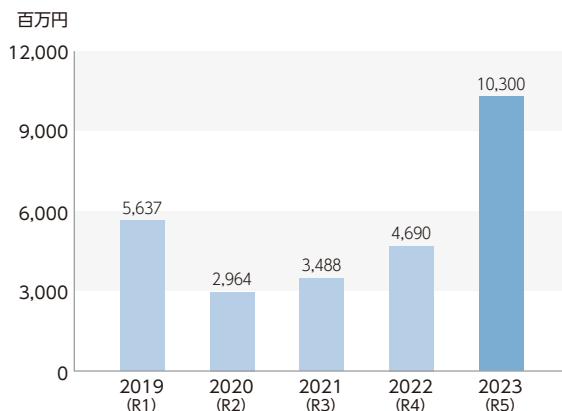
▶保証承諾



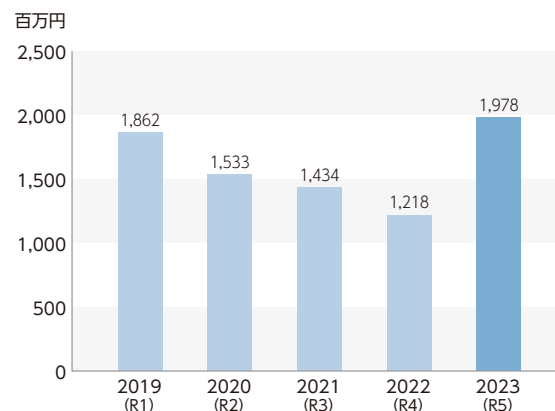
▶保証債務残高



▶代位弁済



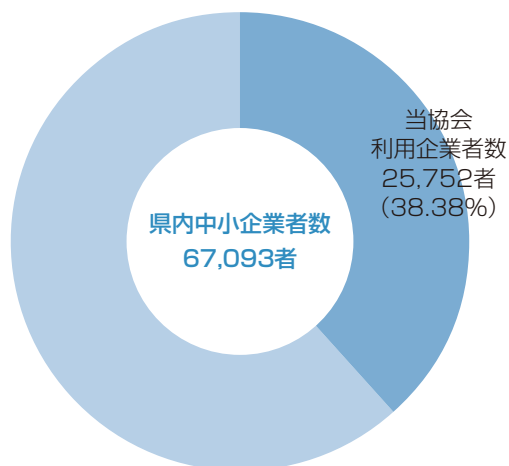
▶実際回収



当協会利用率

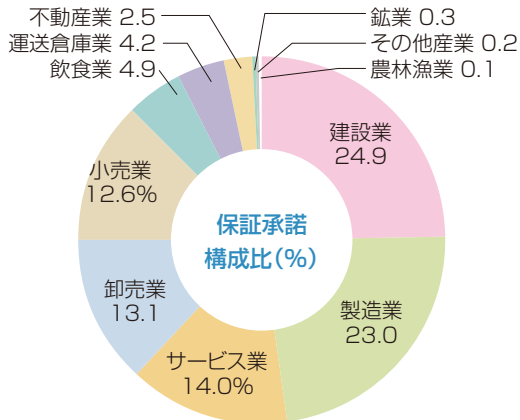
(注)

- 当協会利用企業者数は、2024(令和6)年3月末時点の数値となります。
- 県内中小企業者数は中小企業庁公表資料「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数[民営、非一次産業、2021年]」を参照ください。

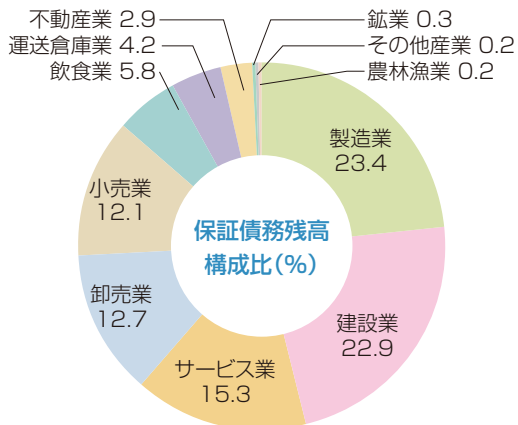


業種別保証状況

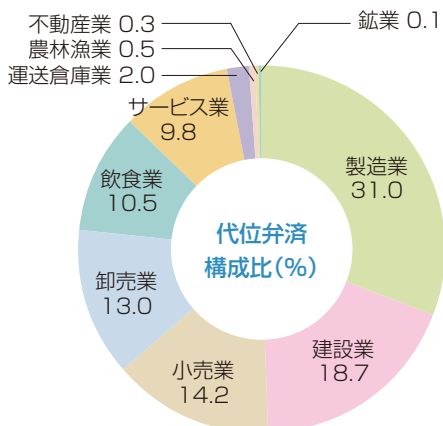
▶保証承諾



▶保証債務残高

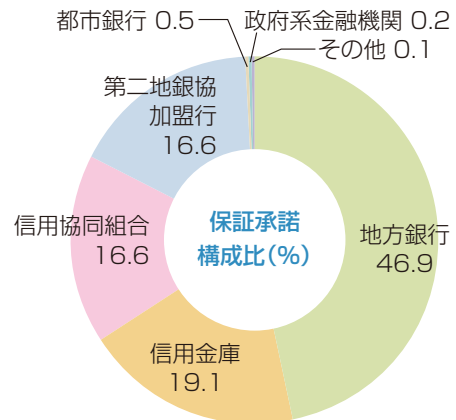


▶代位弁済

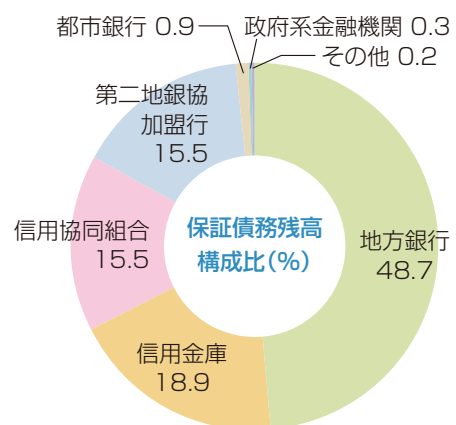


金融機関群別保証状況

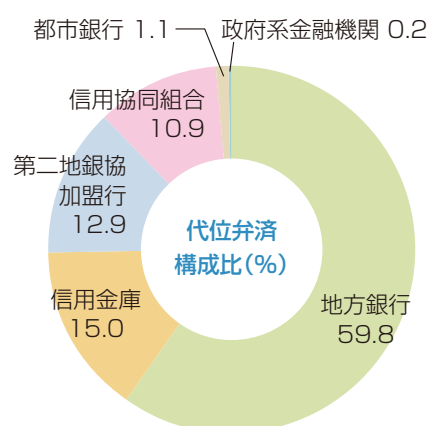
▶保証承諾



▶保証債務残高



▶代位弁済



※各業種の合計は端数調整により全体の合計と符号しない場合があります。

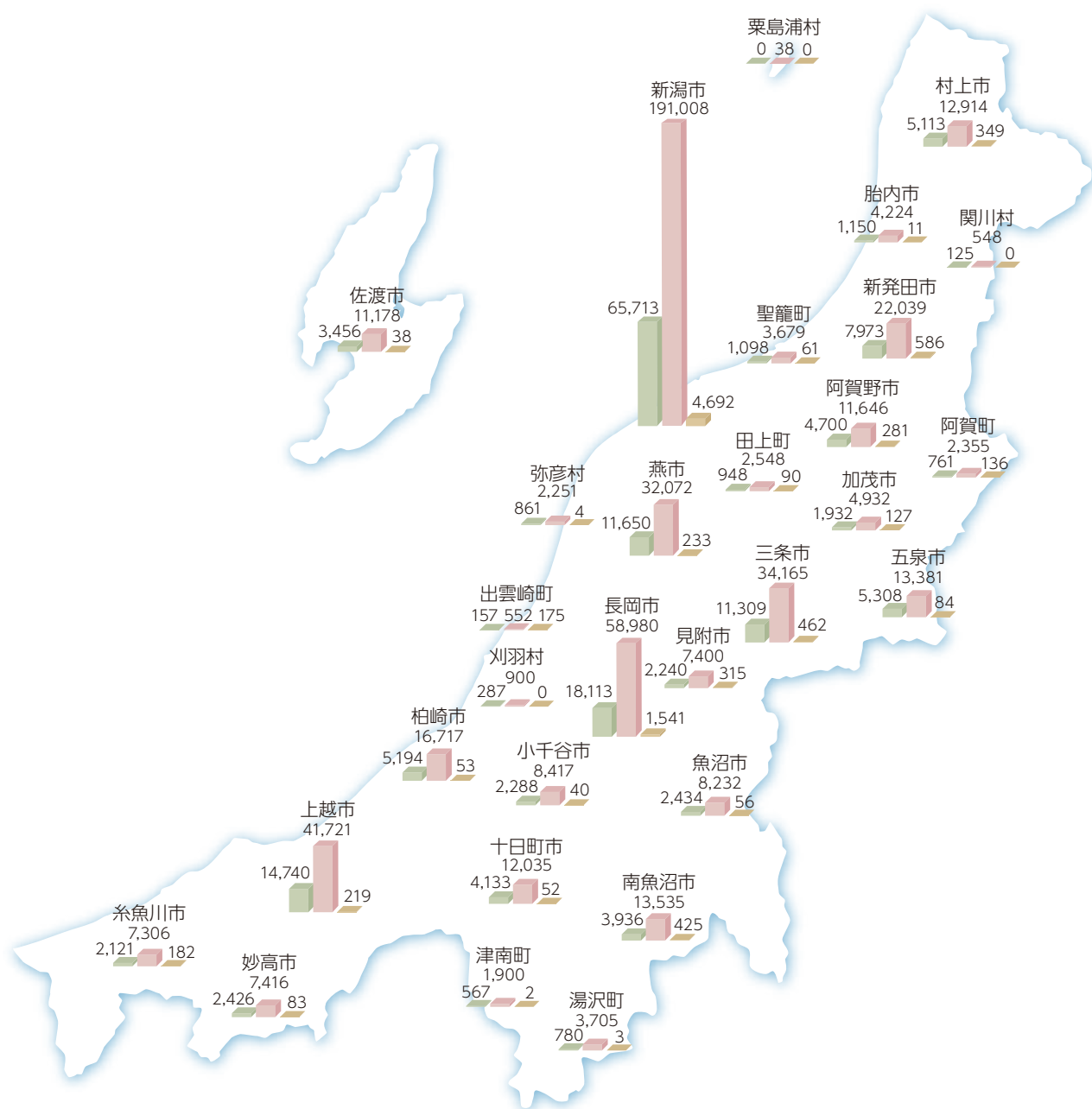
市町村別保証状況

(単位:千円、%)

項目 市町村	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年度比	件数	金額	構成比	前年度比	件数	金額	構成比	前年度比
新潟市	5,132	65,712,976	36.2	135.0	17,913	191,008,099	35.5	81.6	431	4,692,345	45.6	277.2
長岡市	1,557	18,113,074	10.0	106.4	5,705	58,980,403	11.0	76.9	92	1,541,350	15.0	348.8
上越市	1,185	14,740,479	8.1	110.3	4,093	41,720,796	7.8	89.2	40	218,856	2.1	55.3
三条市	875	11,308,790	6.2	128.1	3,308	34,164,791	6.4	82.1	62	462,140	4.5	233.1
柏崎市	486	5,193,784	2.9	103.6	1,830	16,717,051	3.1	83.9	16	52,598	0.5	27.5
新発田市	652	7,972,650	4.4	110.5	2,152	22,039,314	4.1	82.6	48	586,073	5.7	114.5
小千谷市	182	2,288,180	1.3	87.4	722	8,417,294	1.6	78.1	8	40,306	0.4	3,699.7
加茂市	217	1,932,131	1.1	174.0	568	4,931,996	0.9	87.9	13	126,680	1.2	117.4
十日町市	390	4,133,448	2.3	129.9	1,391	12,034,897	2.2	81.4	11	52,350	0.5	36.1
見附市	180	2,239,612	1.2	124.9	715	7,399,514	1.4	81.1	25	314,918	3.1	706.0
村上市	442	5,113,359	2.8	144.2	1,403	12,913,566	2.4	79.1	28	349,430	3.4	113.3
燕市	874	11,649,735	6.4	164.6	2,922	32,071,647	6.0	81.1	30	233,445	2.3	267.0
糸魚川市	212	2,121,303	1.2	95.9	817	7,306,405	1.4	87.5	31	182,463	1.8	743.2
妙高市	163	2,426,081	1.3	94.1	698	7,415,521	1.4	87.7	7	83,018	0.8	475.8
五泉市	368	5,308,052	2.9	171.8	1,299	13,380,742	2.5	85.3	14	83,504	0.8	832.9
佐渡市	387	3,455,812	1.9	118.1	1,357	11,177,835	2.1	86.7	17	37,621	0.4	43.6
阿賀野市	313	4,699,851	2.6	157.5	988	11,645,926	2.2	78.1	37	280,711	2.7	452.8
魚沼市	211	2,434,077	1.3	105.9	878	8,231,656	1.5	87.3	11	55,580	0.5	147.5
南魚沼市	332	3,936,126	2.2	102.5	1,307	13,534,507	2.5	82.6	26	425,338	4.1	770.2
胎内市	144	1,149,959	0.6	115.0	502	4,223,972	0.8	82.8	6	10,835	0.1	46.5
聖籠町	87	1,098,325	0.6	106.8	362	3,678,830	0.7	87.9	2	61,494	0.6	252.0
弥彦村	74	860,555	0.5	151.0	259	2,250,883	0.4	81.6	2	3,671	0.0	3.6
田上町	79	947,811	0.5	191.2	271	2,548,378	0.5	91.0	2	90,147	0.9	10,809.9
阿賀町	58	760,784	0.4	110.2	210	2,354,545	0.4	87.3	11	135,565	1.3	皆増
関川村	19	125,183	0.1	61.9	75	547,849	0.1	68.9	0	0	-	皆減
粟島浦村	0	0	-	-	2	38,466	0.0	91.5	0	0	-	-
出雲崎町	15	157,400	0.1	155.0	68	551,502	0.1	66.3	8	174,648	1.7	皆増
湯沢町	78	779,714	0.4	82.3	365	3,705,011	0.7	80.8	1	2,743	0.0	2.8
津南町	41	566,892	0.3	97.4	176	1,900,126	0.4	94.4	2	2,392	0.0	43.1
刈羽村	28	287,190	0.2	161.9	105	899,782	0.2	80.9	0	0	-	皆減
合計	14,781	181,513,333	100.0	125.0	52,461	537,791,302	100.0	82.1	981	10,300,219	100.0	219.6

※保証承諾、保証債務残高、代位弁済の合計は端数調整により符合しない場合があります。

- 保証承諾(単位:百万円)
- 保証債務残高(単位:百万円)
- 代位弁済(単位:百万円)



主な制度別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	2,921	40,301,360	22.2	95.4
カードローン根保証	1,389	6,723,700	3.7	88.9
無担保当座貸越根保証	493	15,798,200	8.7	88.7
小口零細保証	1,156	4,005,514	2.2	120.5
創業関連保証	653	3,004,437	1.7	95.8
スタートアップ創出促進保証	15	204,866	0.1	皆増
経営安定関連保証	4,077	77,457,145	42.7	202.6
特定社債保証	10	856,000	0.5	214.0
流動資産担保融資保証	10	693,600	0.4	95.9
県制度	5,442	90,033,746	49.6	186.9
合計	14,781	181,513,333	100.0	125.0

▶保証債務残高

(単位:千円、%)

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	6,090	86,214,118	16.0	98.0
カードローン根保証	2,992	14,653,056	2.7	94.5
無担保当座貸越根保証	1,124	33,611,603	6.2	99.8
小口零細保証	4,434	8,660,545	1.6	113.9
創業関連保証	2,436	7,673,235	1.4	116.0
スタートアップ創出促進保証	12	133,129	0.0	皆増
経営安定関連保証	18,220	223,357,494	41.5	84.4
特定社債保証	45	2,556,160	0.5	94.6
流動資産担保融資保証	18	902,480	0.2	92.2
県制度	27,645	315,395,209	58.6	74.0
合計	52,461	537,791,302	100.0	82.1

▶代位弁済

(単位:千円、%)

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	86	1,333,142	12.9	221.8
カードローン根保証	51	343,491	3.3	278.5
無担保当座貸越根保証	18	514,147	5.0	331.9
小口零細保証	44	59,658	0.6	94.1
創業関連保証	51	169,624	1.6	174.2
スタートアップ創出促進保証	0	0	-	-
経営安定関連保証	366	4,487,336	43.6	204.0
特定社債保証	0	0	-	-
流動資産担保融資保証	0	0	-	-
県制度	461	4,848,109	47.1	222.6
合計	981	10,300,219	100.0	219.6

※制度を重複して保証利用されている場合は、差引きせずそれぞれの制度毎に集計し、掲載しています。従って表中各制度の合算値と合計は異なります。

貸借対照表 2024(令和6)年3月31日現在

(単位:円) 借 方		(単位:円) 貸 方	
科目	金額	科目	金額
現金	119,834	基本財産	42,277,294,205
預け金	11,657,317,499	収支差額変動準備金	18,115,865,984
有価証券	63,153,180,962	責任準備金	3,651,994,660
その他有価証券	0	求償権償却準備金	679,460,103
動産・不動産	1,673,161,517	退職給与引当金	824,113,100
保証債務見返	537,791,302,478	保証債務	537,791,302,478
求償権	2,421,888,761	借入金	0
雑勘定	1,219,536,648	雑勘定	14,576,477,169
うち未経過保険料	1,079,002,627	うち未経過保証料	14,017,164,885
合計	625,722,441,415	合計	625,722,441,415

貸借対照表の用語解説

現金・預け金

業務費、代位弁済等の支払準備資金となります。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として社債・地方債を保有しています。

求償権

代位弁済した金額から、回収金、保険金および損失補償金受領分を控除したものです。

未経過保険料

当年度中に(株)日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当するものです。基本財産は、基金と基金準備金から構成され、そのうちの基金は県・市町村からの出捐金と金融機関からの負担金で成り立っています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

未経過保証料

受入保証料のうち翌事業年度以降に係わる保証料を計上しています。

収支計算書 2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額
経常収入	6,320,123,935
保証料	5,641,947,118
預け金利息	1,178,834
有価証券利息配当金	257,218,491
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	47,572,654
事務補助金	9,960,637
責任共有負担金	329,790,000
雑収入	32,456,201
経常支出	4,373,082,032
業務費	1,692,083,964
役職員給与	824,828,510
退職給与引当金繰入	80,466,076
その他人件費	207,641,702
旅費	5,489,291
事務費	338,120,242
賃借料	98,602,876
動産・不動産償却	57,635,682
信用調査費	6,068,307
債権管理費	13,805,123
指導普及費	43,860,155
負担金	15,566,000
借入金利息	0
信用保険料	2,615,162,503
責任共有負担金納付金	0
雑支出	65,835,565
経常収支差額	1,947,041,903
経常外収入	12,193,313,883
償却求償権回収金	158,221,185
責任準備金戻入	4,357,827,983
求償権償却準備金戻入	425,383,122
求償権補填金戻入	7,251,218,168
保険金	6,830,014,854
損失補償補填金	421,203,314
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	663,425
経常外支出	12,572,158,388
求償権償却	8,208,100,041
譲受債権償却	0
雑勘定償却	29,163,667
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	1,479,748
責任準備金繰入	3,651,994,660
求償権償却準備金繰入	679,460,103
その他支出	1,960,169
経常外収支差額	△ 378,844,505
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,568,197,398
収支差額変動準備金繰入額	784,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	784,197,398

収支計算書の用語解説

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち該当決算期間に対応する額です。(当期受入保証料+前期末未経過保証料-当期末未経過保証料を計上しています。)

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、社債・地方債等の利息配当金です。

信用保険料

(株)日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料を計上しています。)

求償権補填金戻入

代位弁済に伴い、(株)日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金を計上しています。

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています(洗替え方式)。一般企業における貸倒引当金に相当するものです。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています(洗替え方式)。

当期収支差額

経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものです。一般企業の利益にあたるものです。

財産目録 2024(令和6)年3月31日現在

(単位:円)

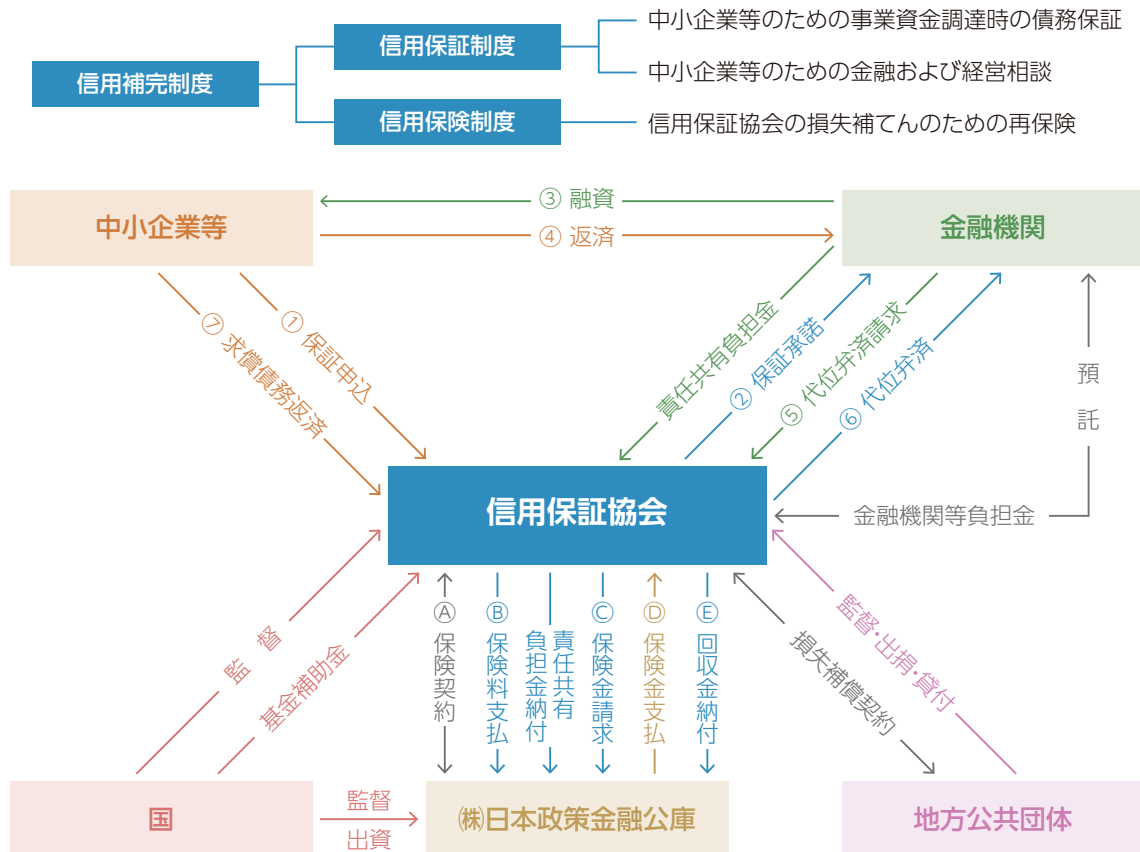
資	産
科 目	金 額
現金	119,834
預け金	11,657,317,499
金銭信託	0
有価証券	63,153,180,962
動産・不動産	1,673,161,517
損失補償金見返	7,805,933,716
保証債務見返	537,791,302,478
求償権	2,421,888,761
譲受債権	0
雑勘定	1,219,536,648
合計	625,722,441,415

(単位:円)

負	債
科 目	金 額
その他有価証券評価差額金	0
責任準備金	3,651,994,660
求償権償却準備金	679,460,103
退職給与引当金	824,113,100
損失補償金	7,805,933,716
保証債務	537,791,302,478
求償権補填金	0
借入金	0
雑勘定	14,576,477,169
合計	565,329,281,226
正味財産	60,393,160,189

信用補完制度

信用補完制度とは、中小企業等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が(株)日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度と言います。



「信用保証制度」のしくみ

- ① 中小企業等は、金融機関を經由して信用保証の申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否をきめ、金融機関へ通知します。
- ③ 保証承諾を受けた金融機関は中小企業等へ融資を行います。この時、中小企業者の方には信用保証料を負担していただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑤～⑥ 事業上の都合で万一返済ができない場合は、信用保証協会が中小企業等に代わり金融機関へ借入金を弁済します。
- ⑦ その後、中小企業等とご相談しながら信用保証協会へ返済していただきます。

「信用保険制度」のしくみ

- ① (株)日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は(株)日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、(株)日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ (株)日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者の方からの回収金を、保険金の受領割合に応じて(株)日本政策金融公庫に納付します。

信用保証業務の概要

信用保証をご利用いただける方

▶企業規模

法人の場合は「資本金又は出資金」及び「常時使用する従業員」のいずれか一方が、つぎの基準に該当していればご利用いただけます。

個人の場合は、「常時使用する従業員」がつぎの基準に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	—	300人以下 (個人は100人以下)

政令特例業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

▶業 種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種を基本としており、ほとんどの業種がご利用いただけます。一部対象にならない業種もありますので、不明な場合は当協会担当窓口までご照会ください。

▶所在地・業歴

新潟県内に、本店または事業所を有し事業を行っている法人企業、もしくは現に居住している住居または事業所のいずれかを有し事業を行っている個人企業の方であればご利用いただけます。

また、「創業関連保証」「再挑戦支援保証」「スタートアップ創出促進保証」については、創業前からご利用いただけます。

▶許認可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、許認可等を受けていることが必要です。

信用保証の内容

▶保証限度額

中小企業者等に対する保証限度額は次のとおりです。

一般保証

個人・法人 2億8千万円

組合 4億8千万円

このほか、上記限度額とは別枠で扱うことのできる保証もありますので、詳しくは当協会担当窓口までご照会ください。

▶資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金

▶保証期間

一般保証の場合は原則として、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

ただし、一部の保証制度の中には、その期間を超えてご利用ができるものもあります。

▶連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者(代表理事)以外の連帯保証人は必要ありません。

【経営者保証を不要とする取扱いについて】

「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を廃止し、平成30年4月から保証時、期中時および事業承継時において、経営者保証を不要とする運用・制度が設けられています。

なお、つぎの①～③の取扱いのほか、状況に応じて信用保証協会が経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認めた場合には、経営者保証を不要とすることができます。

①保証時

- ・金融機関連携型【BK連携型】
- ・財務要件型無保証人保証制度【財務型】
- ・担保充足型【担保型】

②期中時(事業承継時を除く)

借換え 【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う
条件変更 【BK連携型】により経営者保証の解除を行う

③事業承継(代表者交代)時

金融機関の審査等も踏まえ、原則として、新代表者の保証を追加する場合は、旧代表者の保証を解除し、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証参加は不要となります。

▶担保

必要に応じて土地・建物等を提供していただきます。

なお、信用保証協会が設定する担保権のほか、金融機関が設定する担保権を保証条件とする場合もあります。



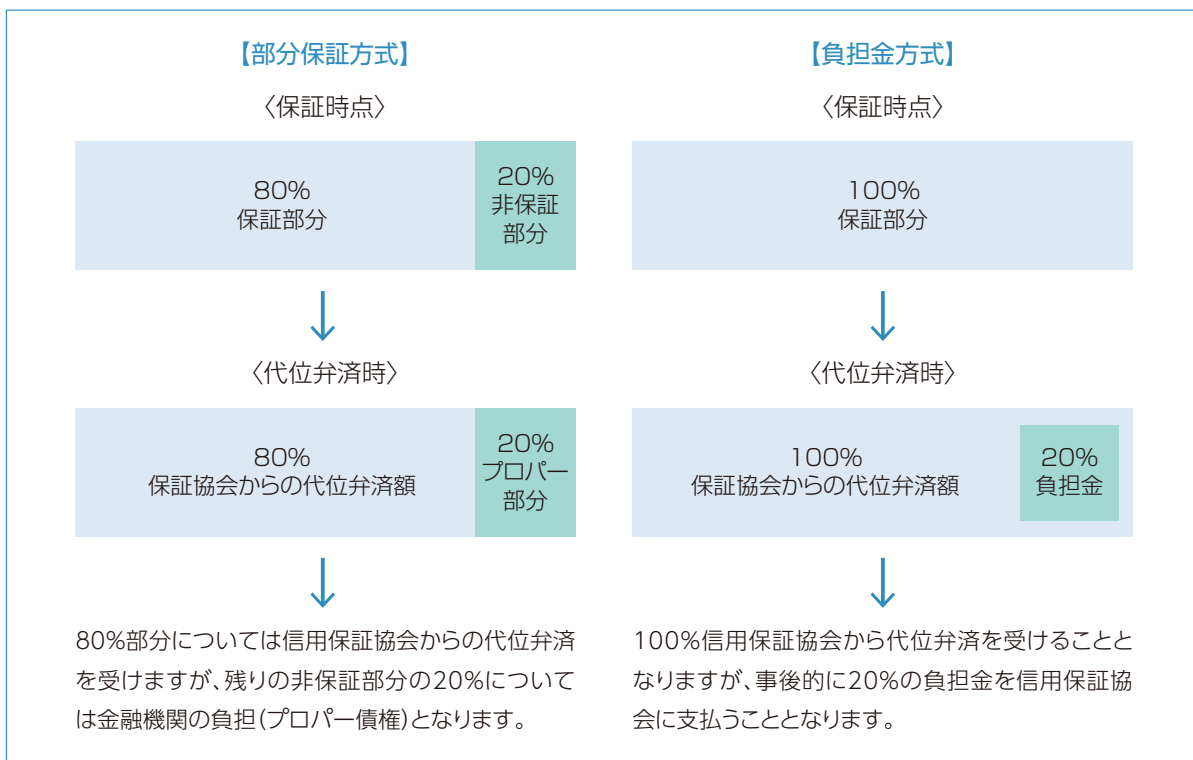
責任共有制度

信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が責任を共有することで、連携して中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業等に対する適切な支援を行うこと等を目的として、導入したものです。責任共有制度対象となる信用保証協会の保証付き融資は一部の保証制度を除いて実質80%保証となります。

責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関には、いずれかの方式を選択していただいております。

金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度対象外の制度について

次に掲げる保証制度については、国の政策目的に照らし責任共有制度の対象外として100%保証を継続しています。

- 特別小口保証
- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)第1号~4号、第6号
- 災害保証
- 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証制度
- 事業再生計画実施関連保証※
- 危機関連保証

※ 責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換える場合に限りです。

信用保証料

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業等の経営状況に応じて9区分になっています。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD(中小企業信用リスク情報データベース)のリスク評価モデルを利用しています。(※)

また、ご利用いただく制度によって適用される信用保証料率が変わります。

流動資産担保融資保証や創業関連保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された定率の信用保証料率となっています。

(※) CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有保証料率 (特殊保証)※	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※ 特殊保証とは、カードローン根保証、当座貸越根保証等の極度設定のある貸付、割引(根保証形式のもの)をいいます。

主な保証制度 2024(令和6)年4月1日現在

スピーディーに借りたい

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
当座貸越根保証 (貸付専用型)	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	2億5,000万円	運転 設備	1年または2年 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39% ~1.62%
無担保当座 貸越根保証 (貸付専用型)	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	8,000万円以内	運転 設備	2年以内 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39% ~1.62%
事業者カードローン 当座貸越根保証	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証	2,000万円以内	運転 設備	1年または2年 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39% ~1.62%
小規模企業者 カードローン 当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一般枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】 300万円 (50万円以上300万円以下)	運転 設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39% ~1.62%

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、資金繰りを改善したい

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
事業再生計画実施 関連保証 (感染症対応型)	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等において作成された事業再生計画に基づき、中小企業者の資金調達を支援する保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 設備	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置期間 5年以内)	年0.80% ※

※責任共有制度対象の保証料率を記載しています。

担保・連帯保証人なしで創業資金を調達したい

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
スタートアップ 創出促進保証	新たに会社を設立して事業を開始する方および事業開始から5年未満の会社が、経営者保証不要で利用できる保証	3,500万円 (創業関連保証および再挑戦支援保証の保証残高と合算して)	運転 設備	10年以内	年1.00%

事業再構築のための資金調達をサポート

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
事業再構築 スプリングボード 保証	<p>事業再構築補助金の交付決定を受けた中小企業者の資金調達の円滑化を図るための保証</p> <p>(1) ショート 事業再構築補助金入金までのつなぎ資金</p> <p>(2) ロング ① 事業再構築補助対象経費として認められている対象経費と事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額の差額である自己負担資金</p> <p>② 補助金申請時の事業計画作成にかかる認定支援機関への経費、報酬等支払資金</p>	<p>2億8,000万円</p> <p>(ただし、(1)は事業再構築補助金交付決定通知書に記載されている補助金額を限度、(2)は①②の合算を限度とする。)</p>	<p>運転 設備</p>	<p>(1) ショート 一括返済 2年以内</p> <p>(2) ロング 分割返済15年以内</p>	<p>0.45% ～1.90%</p>

災害等の影響を受けた企業の事業再建をサポート

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	<p>経済産業大臣が指定した次のいずれかに該当した方について行う保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長の認定書が必要 <p>① 再生手続開始申立等関係(取引先の倒産)</p> <p>② 取引先企業の事業活動の制限</p> <p>③ 災害に係る指定地域の特定業種</p> <p>④ 災害に係る指定地域</p> <p>⑤ 全国的な不況業種</p> <p>⑥ 破綻金融機関等と取引を行っており、事業資金の調達に支障をきたしている場合</p> <p>⑦ 金融取引の調整</p> <p>⑧ 金融機関の貸付債権の譲渡</p>	<p>①～⑤、⑦、⑧</p> <p>個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円</p> <p>⑥ 3億8,000万円</p>	<p>経営の安定に必要な事業資金</p>	<p>原則として10年以内</p>	<p>①～④、⑥ 年0.80%</p> <p>⑤、⑦、⑧ 年0.65%</p>
災害保証	<p>風災害、水害、地震災害等政令で定めた激甚災害により被害を受けた中小企業の方の事業再建に必要な資金について行う保証</p>	<p>個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円</p>	<p>事業の再建に必要な資金</p>	<p>原則として10年以内</p>	<p>年0.80%</p>

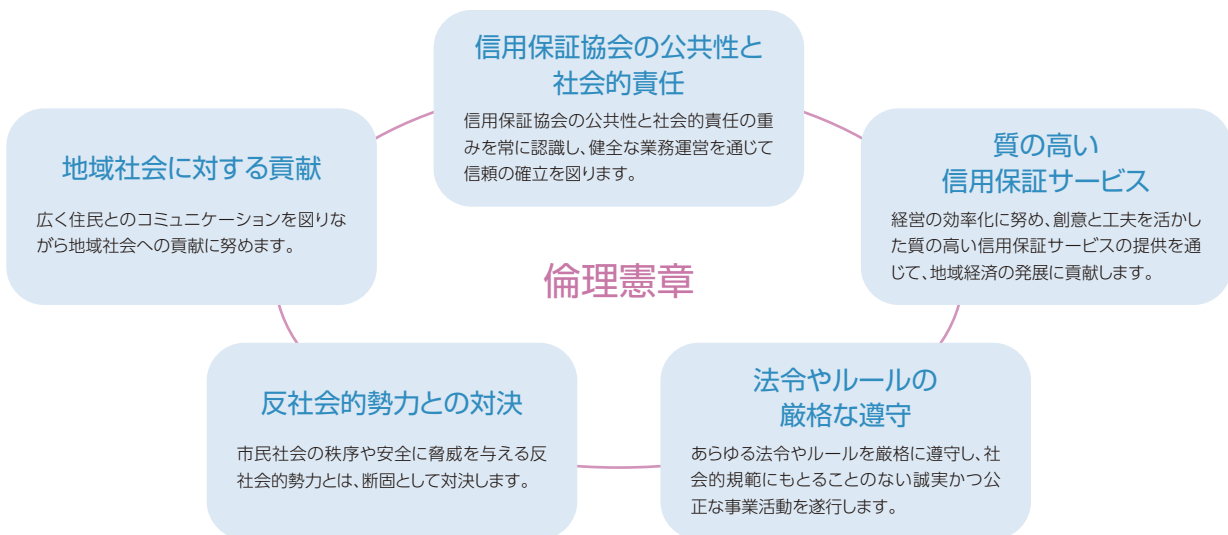
コンプライアンス態勢について

当協会では、公共的使命と社会的責任を果たすべく、法令や規則を遵守して業務を遂行することを目的とし、コンプライアンス態勢を構築しています。

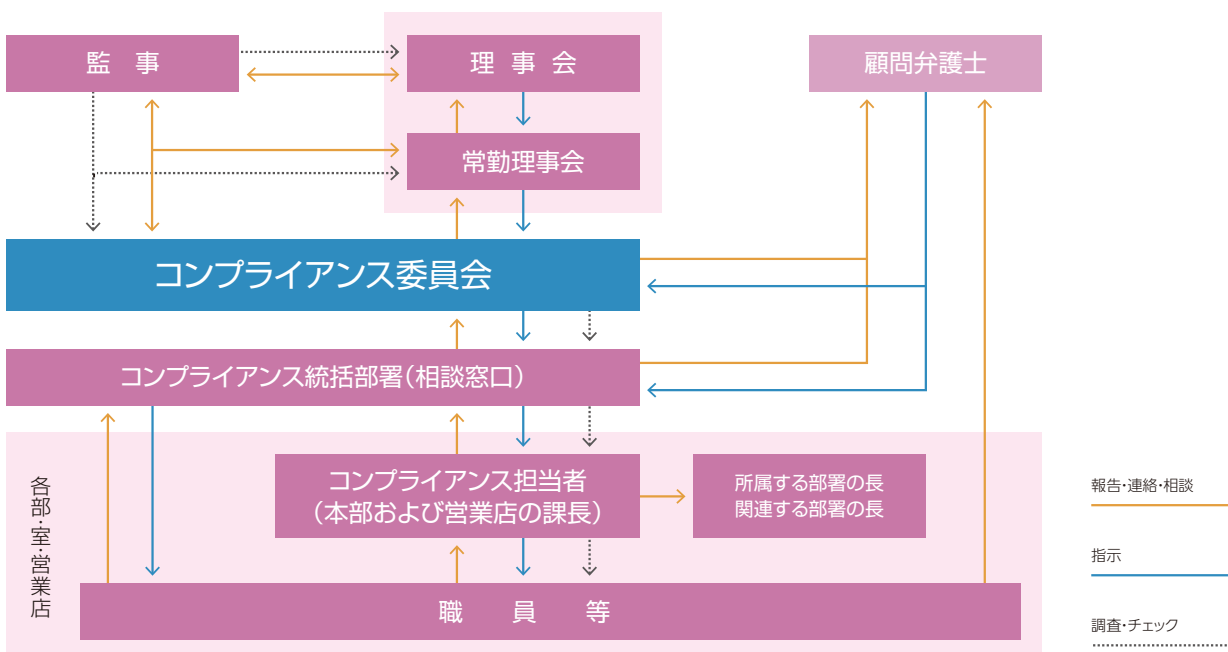
中小企業の皆様と地域経済のより一層の発展に貢献するため、役職員一丸となって更なる努力を続けてまいります。

新潟県信用保証協会倫理憲章

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、更なる努力を払うことを誓い、倫理憲章を定め、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護について

当協会は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として次のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、お客様の個人情報の保護に全力で取り組んでおります。

— 個人情報保護宣言 —

新潟県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(令和6年6月28日改正)

①個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

②個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

③個人データの適正管理

お客様の個人データ(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下、本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の⑨「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

④個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

⑥保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参(または郵送)ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

⑦保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) ⑥⑦の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の⑧(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

⑧質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

⑨開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル内
電話番号 025-210-5131
部 署 名 企画総務部総務課

反社会的勢力の排除について

当協会では、信用保証委託契約書中に「反社会的勢力の排除条項」を設け、反社会的勢力排除の取組みを強化しています。

反社会的勢力排除の取組みとして、ポスターやリーフレットを作製し、中小企業等および関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力に関する内部研修を行い、反社会的勢力への適切な対応等について知識を深め、役職員一丸となって取り組んでいます。

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

《反社会的勢力とは》

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ◆暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ◆暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ◆自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

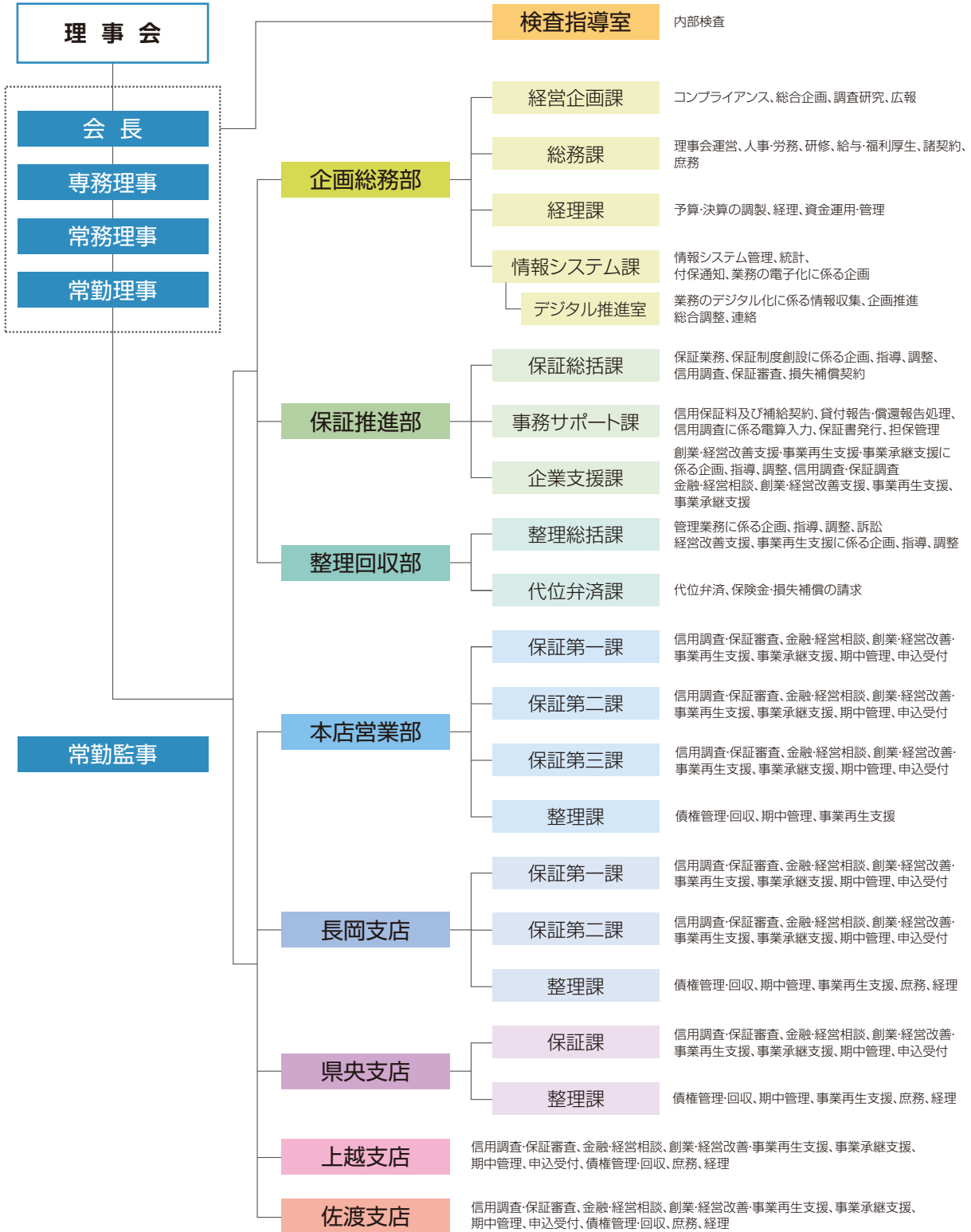


役員名簿 2024(令和6)年7月31日現在

役員及び顧問 (理事14名、監事3名、顧問1名)

会 長	稻 荷 善 之	常 勤
専 務 理 事	新 井 一 郎	常 勤
常 務 理 事	上 村 一 彦	常 勤
理 事	山 賀 茂 雄	常 勤
理 事	野 上 文 敏	新潟県産業労働部長
理 事	二階堂 馨	新潟県市長会会長
理 事	品 田 宏 夫	新潟県町村会会長
理 事	中 川 隆 一	新潟県議会産業経済委員長
理 事	福 田 勝 之	新潟県商工会議所連合会会頭
理 事	殖 栗 道 郎	新潟県銀行協会会長
理 事	川 合 昌 一	大光銀行取締役頭取
理 事	西 潟 精 一	新潟県信用金庫協会会長
理 事	小野澤 一成	新潟県信用組合協会会長
理 事	和 久 大 輔	商工組合中央金庫新潟支店長
監 事	池 田 祐 二	常 勤
監 事	近 野 茂	公認会計士
監 事	平 石 直 樹	弁護士
顧 問	平 形 尚 久	日本銀行新潟支店長

組織構成図 2024(令和6)年4月1日現在



担当地域と事務所のご案内

古町ルフル 7・8階

NEXT21 (中央区役所)
新潟中郵便局
新潟信用金庫 本店
国際調理製菓専門学校
NTT東日本
第四北越銀行 本店
証谷小路

西堀通 古町通 東堀通 本町通

本店

〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地 (古町ルフル7・8階)
Tel 025-210-5131
Fax 025-210-5160

検査指導室／経営企画課／総務課／経理課／情報システム課／保証総括課／事務サポート課／企業支援課／整理総括課／代位弁済課／保証第一課／保証第二課／保証第三課／整理課

【担当区域】

- 保証第一課：新潟市(中央区、西区、西蒲区)
- 保証第二課：新潟市(北区、東区、江南区、秋葉区、南区)
- 保証第三課：新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村

河原田小学校
国道350号線
佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2階

佐渡支店

〒952-1314
佐渡市河原田本町394番地 (佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2階)
Tel 0259-57-2011
Fax 0259-57-3421

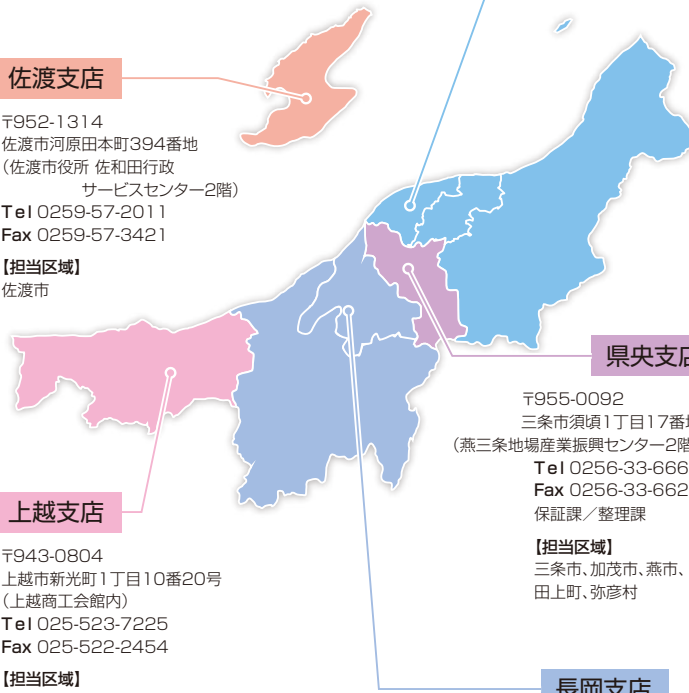
【担当区域】
佐渡市

春日中学校
上越商工会館内
上越文化会館
上越市役所
関川
上越市18番地
上越市18番地

上越支店

〒943-0804
上越市新光町1丁目10番20号 (上越商工会館内)
Tel 025-523-7225
Fax 025-522-2454

【担当区域】
上越市、糸魚川市、妙高市



県央支店

〒955-0092
三条市須頃1丁目17番地 (燕三条地場産業振興センター2階)
Tel 0256-33-6661
Fax 0256-33-6622
保証課／整理課

【担当区域】
三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村

国道269号線
三條燕IC
イオン県央店
リカーゴ
燕三条地場産業振興センター2階
北越自動車道
上越新幹線
国道10号線

長岡支店

〒940-0071
長岡市表町3丁目1番地8 (リナシエビル3内)
Tel 0258-35-5714
Fax 0258-35-6341
保証第一課／保証第二課／整理課

【担当区域】

- 保証第一課：長岡市、見附市
- 保証第二課：柏崎市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

リナシエビル3
明治公園
長岡郵便局
米百俵プレイス ミライエ長岡
大手通り 至長岡駅
本町通り
表町通り

ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

新潟 信用保証 検索 <http://www.niigata-cgc.or.jp>

